

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	水道局	区部お客さまセンターのオペレータに係る人件費を適正に積算すべきもの	「平成23年度お客さまセンター業務委託」(契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、契約金額：21億7,753万2,000円)により、区部お客さまセンターにおける受付業務を株式会社PUC(以下「PUC」という。)に委託している。	指概の内容を踏まえ、業務処理基準の見直しを行い、平成27年度契約については、電話対応時間及び応対記録入力等時間を過去3年の実績とし、積算を行った。
		<p>サービス推進部は、「平成23年度お客さまセンター業務委託」(契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、契約金額：21億7,753万2,000円)により、区部お客さまセンターにおける受付業務を株式会社PUC(以下「PUC」という。)に委託している。</p> <p>この業務委託においても、積算の考え方は、多摩地区と同様、業務処理基準に合理的な根拠がなく、適正でない。</p> <p>また、契約の仕様書には同様に業務処理基準を定めており、1件当たりの平均応対時間等について受託者に報告を求めるとしては報告を求めていないため、平成23年度の契約時において、積算上考慮に入ることができないものとなっている。</p> <p>部は、PUCからの報告により応対時間の実績を把握した上で、これを考慮するなど、合理的な根拠に基づいて電話関係業務の所要時間を見直し、オペレータ人件費の積算を適正に行わねばならない。</p>		

[平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)]

【指概事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
6	建設局	代替地の売払いに向けた準備を適切に行うべきもの	局は、道路の拡張等を計画的に推進するため、用地買収の対象となった関係人にあらかじめ、代替地の管理状況について見たところ、次のとおり適切でない状況が見受けられた。	<p>局が所管する代替地(所在地：品川区八山台一丁目、面積：173.32㎡、台帳価格：4,813万1,536円)において、局は、代替地としての利用を考えているが、隣地の所有者が確認できないことから、境界確定ができていない。</p> <p>しかしながら、代替地の売払いには境界確定が必要であるため、局は、引き続き、境界確定の準備に努めていく必要がある。</p> <p>売払い、引継ぎを行うためには、準備の一つとして隣地の境界確定が必要である。境界確定は隣地所有者と共同で行うため、まずは本件地と隣接している共同隣地の所有者を特定するためであり、所有者を特定するためには、土地の登記簿に記載された氏名及び住所を基に関係自治体に住民票や戸籍等を申請して調査するのが通常である。</p> <p>調査で取得した資料や情報を整理した上で、専門家である弁護士及び土地家屋調査士への相談を行ったところ、現在部が保有する、墓地関係者2名を含む関係権利者と取り交わされた土地境界確認書の有効性を確認することができた。</p> <p>これまで事業用代替地の売払いに当たっては、境界確定において全ての所有者と境界立会いが行われていない場合、売払いを行わないこととしていたため、本件地を売払うことができなかった。</p> <p>しかし、本件地については、全ての境界確定を行うことは極めて困難ではあるものの、保有する土地境界確認書の有効性が確認できたことから、現状のまま売払いを行うものとする。</p> <p>ただし、売払いに当たっては、買受希望者へ境界確定の状況を説明し、相手方の承諾を受けた上で行う。</p> <p>また、本件地については、引き続き貸付を行うことで、土地の有効活用を図っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	建設局	代替地に ついて有用 性の検証を 行った上で 今後の方針 を定めるべ きもの	局は、道路の幅等を計画的に推進する ため、用地買収の対象となった関係人に対 しあつせんするための土地を代替地として 多数保有している。 代替地は、関係人との交渉に当たつて、 関係人からの要求に応えるために保有して おく必要があることは認められるものの、 監査日（平成24.10.18）現在、10件 の代替地については、取得ないし所管換え を受けた日から20年以上を経過してい た。 これらの代替地は、条件に見合った関係 人へ日常的にあつせんされているにもかか わらず、長期間にわたつて局が保有を続け ていることから、代替地としての有用性 について、検証をする必要がある。	20年以上代替地として保 有している土地全10件のう ち、売却し要望がある土地 （5件）については、各担当 事務所が関係人と折衝継続中 であり、うち1件は平成 27年2月に売却した。 また、財務局へ引き継ぎ予 定の土地（4件）についても、 継続して引継協議及び準備を 進めている。 なお、残る1件については、 面積が小さく代替地としての 有用性が見込まれないことか ら、道路管理者である中野区 へ譲与する方針とした。
8	警視庁	公園及び 道路敷地の 扱いにつ いて区と調 整し方針を 定めるべき もの	庁が所管する神宮前築地建設予定地は、財 務省から買収した土地（面積：5.0、4.1㎡、 台帳価格：2,683万801円）と個人 から寄付された土地の一部（面積：29.9、 26㎡、台帳価格：2億74万5,973円） である。 この土地は、平成15年9月に寄付を受 けた後、同年11月に財務局が測量した結 果、渋谷区の管理する区立公園と区道が合 まれていることが判明したことから、庁は 平成15年11月から平成17年5月頃ま で、区と当該土地の処理について、調整を 行っていたものである。 ところで、寄付を受けた土地について状 況を見たところ、庁は、公園及び道路敷地 について、今後も利用形態の変更が望めた という理由から財務局へ引き継ぐとした ものの、財務局からは、当該土地と区所管 の土地を交換するよう指導されたことか ら、平成17年頃区に対し土地の交換を申 し入れたことが認められた。 しかしながら、庁は、事務担当者（異動 が生じたこと等の理由から、監査日（平成 24.10.31）現在まで区との調整を行 つておらず、当該敷地をそのまま使用さ せている。	庁は、公園及び道路敷地の 取扱いについて、土地の適正 な管理に向けて調整を図つ た。 現状が渋谷区の公園と道路 になつている警視庁所管の部 分は無償譲渡する予定である 有地について、道路敷地部分 は公園敷地部分については有 償となることから、交換可能 な候補地を探し、教育庁所管 の都内地内に存在する渋谷区 所管の木路敷地をその交換候 補地とした。 次に、平成26年度中の土 地の交換契約に向けて、渋谷 区は木路敷地の測量及び表示 登記を行い、教育庁は渋谷区 所管の木路敷地と警視庁所管 の都内地内の公園敷地の評価 額算定を行った。 一方、庁は、所有地内の公 園敷地の用途廃止手続後、平 成27年3月23日付けで財 務局へ引き継ぎを行い、財務局 と渋谷区が土地交換契約を結 締した。 道路敷地については、平成 27年度中に用途廃止手続 後、財務局に引き継ぐ予定で ある。

〔平成25年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	都市整備局 (東京都住 宅供給公 社)	施設のキ ャンセル料 について適 切に規定す べきもの	公社多摩川住宅（蒲布市染地三丁目）には、 居住者の利便施設として集会所のほか、野球 場及びびんヌコート（以下「野球場等」とい う。）が併設されている。 ところで、利便施設の使用に関する事務処 理について見たところ、以下の状況が認めら れた。 公社は、集会所及び野球場等の使用料及び キャンセル料を使用者から徴収することと しているが、公社の規程には、使用料の徴収 に係る条項はあるものの、キャンセル料の徴 収に係る定めがない。 キャンセル料については、公社の規程が整 うまでの間として営業所（現在の窓口センタ ー）所長の決定により徴収することとしてい るが、監査日（平成25.10.9）現在ま で、長期にわたり公社の規程で定めしてい ないことは適切でない。	野球場等については、平成 25年10月31日付けで 「多摩川住宅野球場使用料 びんヌコート使用要領」を策定 （多摩川住宅野球場使用要 領）及び「多摩川住宅兼用チ ンヌコート使用要領」は廃 止し、使用料及びキャンセ ル料について規定を整理し た上で、平成25年11月 8日に社内へ周知した。 集会所のキャンセル料の 取扱いについては、平成 26年10月15日に公社 賃貸住宅管理員業務「ニエ ブル」を一部改訂し、当該料 金を徴収しない旨を整理・追 記した。同日付けで集会所申 込者からのキャンセルの取 扱いについて、各窓口センタ ー公社住宅係及び住宅管理 員、管理会社へ通知するとと もに、窓口運営部管理職「ニ テナソング」窓口センター公 社住宅係長会において当該料 金の取扱いを周知徹底した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
10	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 医学総合研 究所)	連携研究 の取扱いを 見直すべき もの	<p>研究所は、①民間企業、国、地方公共団体、公益法人等との共同研究及び受託研究等（以下「共同研究等」という。）、②都立研究所等の臨床現場と連携した研究（以下「連携研究」という。）を実施している。</p> <p>共同研究等の実施に当たっては、契約によりななければならない（「公益財団法人東京都医学総合研究所共同研究等取扱要綱」第4条）としている。この契約では、研究の目的、内容、経費分担、検体の管理・移動、知的財産権の取扱い、個人情報等の管理、守秘義務等の事項（以下「研究実施に係る必要事項」という。）について取り決めていている。</p> <p>一方、連携研究について見たところ、研究所は、「公益財団法人東京都医学総合研究所立病院等連携研究実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき研究の募集、申請、募集、評価、報告等を行うこととしているが、契約によるものとする定めはないことなどから、研究実施に係る必要事項について取り決めていないことが認められた。</p> <p>しかしながら、連携研究は、検体や患者に関する実験データ等の管理・移動等があることから、研究所は、研究倫理審査委員会での審査・承認及び要綱による評価等のみならず、研究実施に係る必要事項について、契約により定めるなど、共同研究等と同様の取扱いをすべきである。</p>	<p>連携研究については、実施に当たり検体や患者に関する実験データ等の管理等が含まれるものがあることから、実施に係る必要事項の取決めについて、共同研究等と同様の取扱いが求められる。そのことから、今後は連携研究も共同研究等と同様に、実施に係る必要事項の取決めを、契約の締結によって定めることとし、平成26年度に実施した連携研究12件について、連携先機関と契約を締結した。</p> <p>平成27年度以降も同様の手続を継続していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
11	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	建物維持 管理費の適 用負担を適 切に行うべ きもの	<p>法人は、多摩地域の中小企業の技術支援を行う拠点として多摩テクノプラザ（以下「プラザ」という。）を設置しており、プラザが同一敷地で、公益財団法人東京都中小企業振興公社多摩支社（以下「公社」という。）、東京都前工業連合会（以下「都連」という。）がそれぞれ独立した建物で業務を行っている。</p> <p>プラザ公社、都連の建物維持管理については、3団体が同一敷地内にあることなどから、①産業労働局（以下「局」という。）が法人に委託を行っており、②法人は、プラザ公社、都連の建物も含め一括して契約締結し、その金額を局に報告する、③局はその報告を受けて、法人、公社、都連の各団体に、それぞれの建物の面積按分により算出された金額の納入通知書を送付し、各団体に請求金額を支払うこととなっている。</p> <p>しかしながら、平成24年度の建物維持管理に関する契約を見たところ、プラザの建物にのみ該当しているにもかかわらず、面積按分により算出された金額を3団体に請求している状況が認められた。</p>	<p>プラザに係る建物維持管理費の費用負担については、「施設の使用及び光熱水費等の負担に関する協定書」別表2「管理財産の貸付に伴う建物維持管理費の算定について」を修正し、それぞれの団体が負担すべき建物維持管理費の内訳項目と負担割合を明記した。</p> <p>平成27年度分の協定書は平成27年3月27日に締結した。</p>
12	水道局 (株式会社 PUC)	区部及び多摩お客さまセンター業務の積算を適切に行うべきもの	<p>局は、区部におけるお客さまセンター運営業務及び営業所業務を、多摩地区における多摩お客さまセンター運営業務及びサービスセンタージョン業務を会社に委託している。ところで、区部お客さまセンター業務の積算について見たところ、教育訓練（研修費等：①人件費、②研修施設使用料等、③環境整備作業経費）に係る経費等が直接経費として計上されていた。この教育訓練は、本来、履行に際して受託者の責任において行われるものであって、その経費は計上する必要がないものである。</p> <p>また、事務処理基準等更新作業経費は、オペレータに配布する印刷物に係る経費であり、同じく計上する必要はない。</p> <p>しかしながら、局は、これらを直接経費として計上しており適切でない。このため、平成23年度3,547万9,750円、平成24年度3,388万5,250円が過大積算となっている。</p> <p>また、多摩お客さまセンター業務の積算において、「研修経費①人件費」については区部と同様の状況であることから、平成23年度4,777万6,400円、平成24年度4,224万6,200円が過大積算となっている。</p>	<p>区部及び多摩お客さまセンターオペレータに直接行う教育訓練に係る経費については、以下のとおり対応を図った。</p> <p>人件費については、局事業を正確に理解させるための研修として、内容を精査し、積算の見直しを行った。</p> <p>また、区部お客さまセンター業務に積算していた研修施設使用料等、環境整備作業経費及び事務処理基準等更新作業経費についても全て削減した。</p>

[平成25年行政監査 (東京都における災害対策 ～発災直後における組織体制の機能維持について～)]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	建設局	非常用発電機等の定機期的に行うべきもの	局では、東日本大震災を踏まえ、震災等の緊急時に照明、パソコン機器等が最低限度とする電源の一時的確保を目的として、平成24年3月可搬式の小型発電機(2.8kVA)を購入し、各事務所に配備している。 ところで、配備するに当り、総務部が定めた発電機の取扱いについての通知(平成24年2月部長決定)を見たところ、各事務所は、発電機を災害対策訓練や操作習熟訓練を通じて定期的(最低年2回から4回程度)に作動させ、保守点検を兼ねて機器の状況確認をすることとしている。 しかしながら、9事務所における発電機を用いた作動訓練等の状況を見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。 ① 第四建設事務所、南多摩東部建設事務所、北多摩南部建設事務所の3事務所では、配備時から1回も作動訓練を行っていない。 ② 江東治水事務所では、庁舎を同じくする第五建設事務所と合同訓練を行っているものの、当該事務所に配備された発電機は1回も作動させていない。 ③ 第六建設事務所では、平成24年度は月1回作動訓練を行っていたが、平成25年度は、特段の理由なく、監査日(平成25.10.17)現在まで作動訓練を行っていない。	非常用発電機を配備した全ての事務所について作動訓練等の計画を立て、平成26年度内に定期的な訓練を行った。
14	建設局	工区等における食糧等の備蓄品を平時から行うべきもの	地域防災計画では、震災直後から72時間以内において、救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策等を講じるとともに、こうした活動を円滑に実施するためには、備蓄物資等の供給も重要な取組であると定めている。 ところで、建設事務所が所管する工区等は、建設事務所とは別の場所に位置し、職員が常駐し勤務しているが、51カ所中45カ所の工区等については、食糧及び飲料の備蓄がなされていない状況が認められた。これに対して、局では、工区等職員分の備蓄品については、当該工区等を所管している建設事務所に一括して備蓄し、震災時には、建設事務所勤務の職員が工区等へ持ち参り届けることとしている。 しかしながら、震災により道路が遮断し工区等が孤立することなどを想定すると、工区等全職員の食糧及び飲料を持参し送り届けることが難しくなる可能性があることから、事前に工区等へ配備しておく必要がある。	平成27年1月に食用のα化米が総務局より納品され、各工区への配備を完了した。

[平成25年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	都市整備局	債権について	債権1,072万3,200円(圃美化資金)が計上漏れとなっている。	平成26年10月31日付26都市総企第411号「公有財産(債権及び基金増減異動通知書(平成26年上半期分))の提出について(回答)」により、「公有財産(債権及び基金増減異動通知書)」を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。
16	福祉保健局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件(スタンバイボックス属自由来のコアプレーゼ型の検査方法及びそのためのキットの特許権)が過大に登録されている。	所管事業所において、財産情報システムからの削除を起案・決裁し、平成26年8月27日付けで財産情報システムからの削除(台帳閉鎖)を行った。 また、総務部契約管理課において、複式仕訳処理も行った。 公有財産増減異動通知書について、平成26年度上半期分として、平成26年10月31日に会計管理者に提出した。

〔平成26年定期監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	オリゾンビック・パワリ準備局	指定管理者から適正な事業報告を求め、内容の確認・検証を行うべきもの	スポーツ推進部は、駒沢オリゾンビック公園総合運動場の管理運営について、公益財団法人東京都市スポーツ文化事業団を指定管理者として施設の管理運営を行わせている。法人は、「駒沢オリゾンビック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」に基づき、施設の管理運営業務、利用料に対するサービス提供事業、スポーツ振興事業、自主事業を行っている。 部は、基本協定に基づき、四半期ごとに、「四半期報告書」により管理運営業務の実施状況、利用料金、事業収入などの収支状況等を、毎年度終了後には、「事業報告書」により、半期の管理運営業務の実施状況及び収支状況の報告を、事業ごとの内訳を付して、法人から報告を受けている。 そこで、事業報告書について見ると、法人の支出金額を計上していないことなどにより、自主事業の収支差額など4つの項目で約1,500万円が誤って記載されていた。	指定管理者に対し、報告書を精査した上で提出するよう、平成26年9月19日付の事務連絡にて指導を行った。 また、「事業報告書」「四半期別収支計画書・実績報告書」の内容確認・検証については、新たに作成したチェックシートを用いて指定管理者に確認を行わせることとし、部内でも複数の係による確認・検証を行うこととし、第2四半期分の報告書から、実施している。 あわせて、年度末の実地調査時に、これらの報告書について重点的にチェックすることにより、適正な事業報告書の作成・提出が行われるよう徹底する。 今後も適切な事業報告を求めていく。
18	環境局	仕様書を適切に定めるとともにその適正な履行を求めべきもの	自然環境部は、都内のカラスの生息数を減らすため、3件の単師契約を締結し、カラスの捕獲・処分及び巢の撤去等を行っている。これらの契約について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。 ア トラップによるカラスの捕獲・処分について イ 巡回作業の回数について、仕様書ではトラップごとに3日～4日程度に1回の割合の実施を基本としているが、巡回実績を見ると当初の下位想定(4日に1回)の6割程度にとどまっている。 ロ 部は、処分数には年度当初に都から回として提供したカラスの数が含まれておりとしているが、回用カラスの経費の取扱いについて仕様書において明確になっていない。 ハ 公園等の巢の撤去等について、仕様書では複数回行うこととされているが、作業実績を見ると、1回しか行われていない箇所、1回も行われていない箇所が見受けられた。	平成27年度契約において、仕様書の明確化及び適正な履行確認を行えるよう以下のとおり、仕様書の見直しを行った。 今後は、受託者に対し仕様書に沿った適正な履行を求めていく。 ア (ア) について イ これまで各基を3～4日程度に1回の巡回作業を基本とする」としていたが、巡回作業の実績を見ると下位想定(4日に1回)程度であったため、平成27年度以降は、実態に即した内容に変更し、「少なくとも4日に1回は各基を巡回・作業すること」を基本とする。」に改訂した。 ロ (ロ) について ハ (ハ) カラスの数量について、作業開始時に確認して都

(イ) 仕様書では受託者が施行計画書を提出することが規定され、提出された施行計画書には主に4、5月の実施が計画されていた。
しかし、計画とは異なり7月においても作業が行われたため、カラスの生息数を減らすという事業効果が十分に見込めない実施状況となっている。
(ロ) 巢の撤去作業のうち「ザイル、登降機(木登り機)などの補助道具や高所作業車(作業車)などを使用し、高所作業車(作業車)を使用して撤去が行われている作業(困難作業)については、標準作業に比べて高い単価を設定している。この困難作業か否かの判断について、部は、標準作業においても高所作業車を使用する場合もあることから作業の状況に応じて受託者の申請に基づき個別協議により判断することとしている。このため、困難作業の単価で支出したことが適正なのか不明確となっている。これら3件の契約いずれにおいても、仕様書が明確でないことや仕様書に従って履行がなされているか書類等により確認できないことが認められ、適切でない。

に報告し、委託完了時には、作業開始時と同等数の回カラスを残し都に報告するよう仕様書に明記し改善した。
イ (イ) について
捕獲作業等の回数については、「複数回捕獲作業等を行うことを基本とするが、捕獲作業等の回数、間隔は、監督員と協議して決定する」としている。
しかし、その協議記録が残っていないことから踏まえ、平成27年度以降は、都と業者の協議記録を必ず書面で残し、結果を明確にしておくよう改善する。
イ (イ) について
作業の時期については、事業効果が十分に見込める繁殖期が適当であるため、平成27年度以降は、仕様書に「卵・幼鳥については、繁殖期に効率よく採取・捕獲を行うこと。」と明記し改善した。
イ (イ) について
これまで、高所作業車を使用する作業は「困難作業」としていたが、現場には騒音場所におけるカラスの営巣箇所(10m以上の樹木など)は高所作業車を使用できないうちは、巢の撤去等ができていない。
したがって、平成27年度からは、高所作業車を使用することを標準として、仕様書において、標準作業と困難作業を分けて明記し改善した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	福祉保健局	都立看護専門学校 の減免を適正に行うべきもの	都立看護専門学校では、生活保護受給世帯の者や生活保護受給世帯と同程度の世帯の者等に對し、授業料の減免を行って、減免申請に際しては、対象生徒が所得等の収入額を申請することとなっているが、対象者であっても、「東京都看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を受ける生徒は、収入申請額にその貸付金を合算して申請することとなり、その合算額が減免対象の収入基準額を上回る場合は、授業料減免の対象外となる。 ところで、青梅看護専門学校における授業料減免の事務手続について見たところ、学校は減免申請者Aに對し平成25年6月28日付けで授業料免除の許可を行っており、Aは修学資金の貸付を受けており、貸付額を含めた収入額が収入基準額を上回るため、授業料の免除を受けられない生徒であることが認められた。 学校は、授業料の免除を適正に行うとともに、免除とした授業料（10万6,300円）を徴収された。	修学資金審査結果の確認については、平成26年6月23日に看護専門学校校長会を開催し、修学資金担当者と授業料減免担当者の連携を強化して情報の共有を図ることとした。 Aに對しては許可を取り消し、免除した授業料を平成26年9月30日から平成27年2月27日までを納期とし、分割払で進めた結果、平成27年2月26日納付分にて、全額徴収済となった。
20	病院経営本部	仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの	小児総合医療センターにおいて「人工呼吸器外1点の借入れ（単価契約）」（推定総金額：960万7,500円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）の契約について見たところ、仕様書には「保守点検の予定時期、間隔、条件等（以下「予定時期等」という。）及び保守点検報告書の提出といった事項が定められていない。 このため、病院は、貸付人から保守点検の予定時期等や実施状況の報告を受けておらず、保守点検の実施の有無及び内容を確認していない。	契約業者に對し人工呼吸器の保守点検の有無について確認したところ、いずれも適正に実施していることが確認できた。 また、平成27年度以降の期、点検開閉の報告及び保守点検作業終了後の報告書の提出を加筆した。 これにより、機器ごとに保守点検の予定時期等を把握し、実施状況を確認している。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
21	病院経営本部	保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの	多摩総合医療センターにおいて「自動圧調整CPAP装置CPAP装置の借入れ（単価契約）」（推定総金額：730万5,375円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）の契約について見たところ、仕様書では、貸付人が、定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することと規定されているが、厚生労働省医政局から通知された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（医政指第0330001号・医政研発第0330018号。以下「通知」という。）に基づき保守点検についての予定時期等の事項は、別途、保守点検業務に関する基本契約で定めるとしている。 しかしながら、病院は、保守点検業務に関する基本契約を締結していないため、貸付人から保守点検報告書の提出を受けているにもかかわらず、その保守点検が予定時期等に基づいて実施されたかどうか確認できない状態となっている。	自動圧調整CPAP装置の保守点検はメーカーの定めに従い3年に1回行っており、貸借開始時には機器の点検の方法、使用方法、安全上の注意事項等について医師・看護師等の立会いの下患者に説明し、その確認としてCPAP装置設置・保守点検作業（点検）報告書を受領し、その実施を確認した。 平成27年2月からの契約の仕様書において、3年に1回の機器交換及びその実施報告書の提出を明記した。これにより、毎月提出される貸付契約の履行完了届に添付される使用明細に機器の次回交換予定月を記入させることとし、各使用者別に機器の交換時期を管理できるようにした。
22	病院経営本部	保守点検に係る予定時期等を把握した上で、適切に保守点検の実施を確認すべきもの	多摩総合医療センターにおいて「自動圧調整CPAP装置CPAP装置の借入れ（単価契約）」（推定総金額：730万5,375円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）の契約について見たところ、仕様書では、貸付人が、定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することと規定されているが、厚生労働省医政局から通知された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（医政指第0330001号・医政研発第0330018号。以下「通知」という。）に基づき保守点検についての予定時期等の事項は、別途、保守点検業務に関する基本契約で定めるとしている。 しかしながら、病院は、保守点検業務に関する基本契約を締結していないため、貸付人から保守点検報告書の提出を受けているにもかかわらず、その保守点検が予定時期等に基づいて実施されたかどうか確認できない状態となっている。	通知に基づき自動圧調整CPAP装置の定期保守点検の間隔は3年に1回である。 当該機器は平成23年度から導入されたものであるため、保守点検対象者の発生から平成26年度からである。また、通知に基づく定期保守点検については、平成26年度対象者リストを業者から受領し、実施状況を確認している。 平成27年度契約の仕様書においては、3年に1回の機器交換を明記し、契約を行った。これにより、平成27年度より毎月提出される貸付契約の履行完了届に添付される使用明細に機器の次回交換予定月を記載させることとし、各使用者の予定時期を管理できるようにした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
23	産業労働局	債権管理を適正に行うべきもの	各職業能力開発センター及びセンターが所管する校(以下「センター等」という。)は公共職業訓練を行っており、訓練生は授業料を納めさせている。 授業料の徴収、滞納者への催告等に關する事務処理については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、センター等が事務処理を行うこととしている。 この手引きによれば、滞納者への催告については、①文書催告、電話催告及び自宅訪問催告をいずれも半期に1回以上行うこと、②催告文書が返戻された場合など所在不明ときは、所在調査(住民票の確認等)を行うこととしている。 また、催告を行った内容については、「授業料債権個人別管理簿」(以下「管理簿」という。)に記載することとしている。 ところで、平成25年度における東京職業能力開発センター江戸川校の管理簿等を確認したところ、6名について、手引きどおりに文書催告等を行っていないものが認められた。	「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」に基づき、6名の滞納者のうち一時効により債務が消滅した1名を除く5名について、催告を行った。 5名のうち4名については、催告書の送付、電話催告、訪問による催告を行った。 残る1名については、遠隔地に転居していることから費用対効果を考慮し訪問による催告を行わないこととし、催告書の送付及び電話催告を行った。 さらに、債権進捗状況報告を行い、管理簿を含めた業務人での状況把握を適正に行い、効果的な催告、交渉を行う。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	産業労働局	利用規程に利用申込み等の手續に關する定めを整備し都と利用者との法律関係を明確にするべきもの	農業振興事務所は、鳥しよを除く都内地域において、農業に係る技術及び経営の支援等の事業を所管しており、その一事業として、都内農産物の地産地消の拡大を図ることを目的として「とうきょう元氣農場事業」を行っている。 この事業は、 ① 産業労働局が財務局から、無償で都所有地の使用承認を受け、所はその都所有地を「とうきょう元氣農場」(以下「農場」という。)として整備する ② 所は、この事業に賛同した地元農家等を農場利用者(以下「利用者」という。)とし、利用者は無償で農場を利用する ③ 所は、利用者で構成する組合と委託契約を締結し、組合は、利用者が生産・収穫した農産物を、供給業者を通して都心部の学校給食へ供給する となつていいる。 ところで、この事業の運営状況について見たところ、次のとおり不適正な状況が認められた。 所は、農場の利用者に関する事項や利用に当たつての順守事項等について「とうきょう元氣農場利用規程」(平成25年4月1日付24農振振第804号、以下「利用規程」という。)を定めている。 そこで、利用申込み等の手續について確認したところ、利用規程によれば、利用者は、都が推進する「食の安全安心・地産地消拡大事業」の趣旨に賛同し、都心の学校給食の食材等の農産物の生産を行うものとして定められているが、利用申込み等の手續に関する定めがないだけでなく、都と利用者との法律関係が、農場の貸借の關係であるか、農産物の生産を委託している關係であるかが明確でない状況が認められた。	利用規程を改正し、農場を利用できる者を都と委託契約を締結した者、その構成員及び代表者の許可を得た者と明記した。 また、平成27年度から、 ① 農場の運営管理 ② 農産物の生産・供給計画案の作成 ③ 農産物の生産 ④ 生産された農産物の都心部の学校給食への供給・管理 ⑤ 都民向けに供給する農産物について、地産地消推進のため、直売所やスーパー等を經由した農産物の供給・管理 ⑥ 小中学校からの農業体験の受け入れ等の業務を委託して行う事業とした。 これにより、都と利用者の關係が、履行場所を農場とする委託關係にあることを明確にした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
25	産業労働局	規格に適合しない農産物の取扱いは、仕様書に定めるべきものである。	<p>農業振興事務所は、島しょを除く都内地域において、農業に係る技術及び経営の支援等の事業を所管しており、その一事業として、都内農産物の産地消の拡大を図ることを目的として「とうきょう元気農場事業」を行っている。</p> <p>この事業は、</p> <p>① 産業労働局が財務局から、無償で所有地の使用承認を受け、所はその所有地を「とうきょう元気農場」（以下「農場」という。）として整備する</p> <p>② 所は、この事業に賛同した地元農家等を農場利用者（以下「利用者」という。）とし、利用者は無償で農場を利用する</p> <p>③ 所は、利用者で構成する組合と委託契約を締結し、組合は、利用者が生産・収穫した農産物を、供給業者を通して都心部の学校給食へ供給する（以下「農産物供給業務」という。）</p> <p>となっている。</p> <p>ところで、この事業の運営状況について見たところ、次のとおり不適正な状況が認められた。</p> <p>委託契約のうち、農産物の学校給食への供給管理業務について、仕様書では、受託者である組合は、①学校給食への供給計画を所と協議の上決定する、②供給計画に基づき供給管理を行う、③供給実績を毎月末に所へ提出すると定められている。</p> <p>ところで、組合は、利用者から出荷された農産物について、大きさや形状など学校給食の規格に適合する農産物と規格に適合しない農産物とを選別し、規格に適合しない農産物を学校給食に供給しているが、規格に適合しない農産物については、仕様書に取扱いの定めがないことが認められた。</p> <p>規格に適合しない農産物であっても、学校給食以外の流通を通じて産地消を拡大できることから、こうした農産物の取扱いについても仕様書に定める必要がある。</p>	<p>平成27年度から、学校給食に供給しない農産物については、産地消の拡大推進を図るため、直売所やスーパー等を通じて都民向け供給及びその管理について仕様書に記載し、委託業務内容に加えた。</p> <p>なお、生産した農産物のうち、学校給食及び産地消の拡大推進のいずれの目的のための農産物等については、関係法令、条例及び規則等を遵守し、適切に処分するよう仕様書にて指示するとともに、生産・供給実績においてその数量について報告させることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	産業労働局	施設及び備品の管理を適正に行うべきものである。	<p>「平成25年度食の安全安心・産地消拡大事業とうきょう元気農場運営業務委託」（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31。契約金額：480万6,000円、以下「委託契約」という。）では、組合は、農産物供給業務のほか、都が所有する農場内の施設及び備品類の管理業務（以下「農場管理業務」という。）を行うこととしている。</p> <p>ところで、とうきょう元気農場において、都が所有する農作業や集出荷に要する施設及び備品類について見たところ、以下のとおり、不適正な状況が認められた。</p> <p>(ア) 委託契約における農場管理業務について</p> <p>a 組合の所有物であるポンプ等は、農場管理業務の対象外であるにもかかわらず、その対象となっていない。</p> <p>b 都が設置した仮設トイレ2基及び農場、フェンス、木道施設が、農場管理業務の対象から漏れている。</p> <p>c 農場管理業務対象の備品類について、契約期間終了時（年度末）の数量確認を行ってない。</p> <p>(イ) 利用規程における機械等の利用について</p> <p>利用規程では、利用者は機械等の利用に当たっては利用管理簿に記載すると定められているが、対象となる機械等44点のうち、トラクターなど4点しか利用管理簿が作成されていない。</p> <p>(ウ) 財産管理について</p> <p>監査日（平成26.5.29）現在、農場、たい肥場など5点の施設が都の財産として財産情報システムに登録されていない。</p>	<p>(ア) a 委託契約書の仕様書の5の(1)の②の別記で定める管理対象の施設及び備品については、農場管理業務の対象外のものは、平成26年度委託契約書の仕様書で既に削除済みである。</p> <p>(ア) b 平成27年度から、農場内のほ場（土地）、施設（付帯施設）及び農業機械等（備品類）の全て（以下「対象施設等」という。）について利用規程に記載し、業務委託契約で定める農場管理業務の対象施設等に定め、これら施設等の適切な管理業務が行われるよう是正した。</p> <p>(ア) c 平成27年度から、農場内の対象施設等の全てについて、毎契約期間終了時に、受託者は都に引き渡すとともに、都による数量確認を受けるよう利用規程に記載し、業務委託契約で定める農場管理業務の対象施設等が適切に管理されたことを都が確認するよう是正した。</p> <p>また、平成26年度は、農場内の対象施設等の全てについて、平成27年3月17日に都による数量確認を実施した。</p> <p>(イ) 利用規程で管理対象として定める全ての農業機械等を、「利用管理簿」で管理できるように改めた。</p> <p>また、農場利用者には、管理対象となっている機械等の利用時には「利用管理簿」に記載し、適正に管理を行うよう指導した。</p> <p>(ウ) 財産登録から漏れていた施設（農道、堆肥場、フェンス、水道施設、かんがい排水管）については、公有財産台帳に登録した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	建設局	道路施設の詳細点検を実施しないことについて、適正に記録すべきもの	<p>南多摩西部建設事務所は、所が管理する道路施設について、道路施設定期点検調査委託契約を締結し、実施している。</p> <p>「道路施設点検調査要領書」によれば、受託者は点検でプランク1（対応の検査）と判定した道路施設について、詳細点検実施の要・不要の別とその理由を、所に報告する健全度判定表の「判定」欄に記すこととなっている。</p> <p>そこで、点検調査の結果、判定区分がプランク1と報告された施設のうち、健全度判定表に、詳細点検実施が必要と記されている5施設について見たところ、1施設は平成22年度から詳細点検を実施しているものの、残り4施設については、監査日（平成26. 4. 16）現在、詳細点検等を実施していないことが認められた。</p> <p>これについて所は、当該4施設は受託者より詳細点検実施が必要との報告があったが、職員が現場を確認したところ、緊急性を要せず、目視による経過観察で足りると判断したとしている。</p> <p>しかしながら、所はそのような判断に至った経緯を記録していないため、実際に現場を確認しているのかが不明確であり、また、詳細点検が必要との判断をしたかどうかも確認できないことは適正でない。</p>	<p>指摘事項にある判断経緯について、報告書に記載し、課内で洗練を取ることにし、詳細点検を実施しない判断した記録を残した。</p>
28	建設局	橋りょうの定期巡回を実施すべきもの	<p>道路管理課は、局が管理する橋りょうを完全に保全していくために行う各種の点検について、「橋梁の点検要領」（以下「要領」という。）を定めている。</p> <p>各建設事務所では、所管の橋りょうについて、要領に基づき各種点検を行い、補修の必要がある場合、損傷に応じた補修や補強を実施している。</p> <p>また、部によれば、定期点検で健全度がドラック（注意）又はエラック（危険）と判定された橋りょうについては、3か月に1回の頻度で定期巡回を行うこととされており、定期巡回の実施後は、点検結果を「日常点検日報」（以下「日報」という。）に記録することとしている。</p> <p>そこで、各建設事務所における定期巡回について見たところ、西多摩建設事務所、北多摩南部建設事務所及び北多摩北部建設事務所では、日報が作成されていないことから、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたか確認できない状況が認められた。</p>	<p>橋りょうの定期巡回の実施に際しては、要領に基づき日報を作成した。</p> <p>引き続き要領に基づき日報を作成することで、適正に定期巡回を実施していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	建設局	道路巡回点検委託実施やマニュアル及び当該契約の仕様書を見直すべきもの	<p>第一建設事務所は、南青山の都道について、所轄警察署からの連絡に基づき現地を離れて、所轄警察署から道路の巡回点検を行わせているが、道路巡回点検日報にはこの損傷について記載できていなかった。</p> <p>道路管理課は、委託による道路巡回について、道路巡回点検委託やマニュアルにより定められているものの、受託者が自ら対応できない規模の損傷を発見した場合、マニュアル等では道路巡回点検日報に記載しなればならないと明記はされていないことから、所は道路巡回点検日報への記載を必ずしも求めていなかったとしている。</p> <p>しかしながら、緊急補修を要する道路の損傷について、道路巡回日報に記載されないことは適切でない。</p>	<p>局内に全建設事務所道路維持担当係長等を委員として「道路維持関係検討会」を設置し、平成26年8月6日及び同年9月4日に検討会を開催した。</p> <p>その後、平成26年12月2日にマニュアルを改訂し、各事務所に通知した。</p> <p>平成27年度から当該改訂マニュアルに整合した仕様書により委託契約し、巡回業務を実施する。</p>